

東京オリンピック・パラリンピックに向けてのトイレ整備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年一月二十六日

有田芳生

参議院議長 山崎正昭殿



東京オリンピック・パラリンピックに向けてのトイレ整備に関する質問主意書

二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、新国立競技場などの施設が建設されます。それら施設において日本人だけでなく、外国人も利用するトイレの整備は重要な課題です。どのような体制で整備が行われていくのか、以下質問します。

一 政府の方針として和式トイレと洋式トイレの数はどうする予定ですか。各会場別に具体的にお示し下さい。

二 政府は洋式トイレにおいて温水洗浄便座（ウォッシュ・トイレ）の割合をどのように計画していますか、具体的にお示し下さい。

三 様々な事情から性別のトイレ以外の使用を望むケースも出てきますが、政府はいわゆる多目的トイレの設置をどのように計画されていますか。

四 政府はパラリンピック対応としてトイレに関してどのような点に注意して準備を進めていくのでしょうか。多目的トイレにふくめてしまうのか、それとも福祉トイレとして独立させるのですか、お示し下さい。

五 男性用トイレ、女性用トイレ、多目的トイレ、障害者用トイレなど、きめ細かな対応が必要だと思われるますが、統一的に検討する官庁があるのでしょうか。それともオリンピック組織委員会が管轄するのでしょうか。後者の場合は、省庁の管轄はどうなりますか。

六 東京オリンピック・パラリンピックの各会場におけるトイレの配置、和式トイレと洋式トイレの比率などだけではなく、全国の公共施設におけるトイレの整備について、どの官庁がどのように担当するのでしょうか。政府の方針をお示し下さい。

七 海外からの選手、役員をはじめ、全世界から観光客も来日することを考慮して、トイレの様式やマナー対策などについて、何らかの対応は取られているのでしょうか、政府の方針をお示し下さい。

八 政府は日本の優れたトイレを海外にアピールする良いチャンスとして、「トイレ担当部門」を各省庁統一で設置する考えはありますか。あるいは、すでに計画が進んでいるのかどうかについてもお示し下さい。

九 トイレ対策は重要なテーマと考えますが、政府は特別な委員会等の設置を計画する予定はありますか。あるいはすでに設立されているのでしょうか、お示し下さい。

十 東京オリンピック・パラリンピックにおける「トイレ対策」全般について、政府の見解をお示し下さい。

右質問する。

